

飲用井戸等の設置者が行う管理・検査について

【飲用井戸等の管理】

1. 飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するようにして下さい。
2. 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずるようにして下さい。
3. 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めるようにして下さい。また、小規模受水槽水道にあっては、水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期的に行うとともに、水槽点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じるようにして下さい。
4. 飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するようにして下さい。

【飲用井戸等の検査】

1. 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認するようにして下さい。

2. 飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うようにして下さい。

※一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。

※小規模受水槽水道における定期の水質検査とは、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査をいう。

※臨時の水質検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

3. 定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあっては1年以内ごとに1回行うようにして下さい。

※一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

※小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

【汚染が判明した場合の措置】

1. その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にもその旨を周知するとともに各務原市環境政策課へ連絡して下さい。
2. 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、各務原市環境政策課へ連絡して下さい。